

## 道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、保安施設の設置及び管理については、下記のとおり取り扱うものとする。

また、道路工事以外の土木工事についても、本設置基準を準用し、周辺住民への周知や安全の確保に努めるものとする。

なお、この基準のほかに「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」も併せて参考とし、安全確保に努めるとともに、工事現場のイメージアップにも配慮して工事の円滑な施工に努めなければならない。

## 記

## 〔 〕 概要

## 1 標示施設

標示施設は、円滑な道路交通を確保するため、道路利用者に道路工事の内容（工事内容、工事期間、工事名、事業主体者、施工業者）及び道路工事等に伴うまわり道等の工事現場の内容を標示する施設である。

## (1) 道路工事等の標示

道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する表示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、掲示板の設置にあたっては、別表様式 1 及び様式 - 3, 4 を参考とするものとする。

## 1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

## 2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

## 3) 工事名

工事名（道路改築工事 工区等）を標示するものとする。

## 4) 事業主体者

事業主体者及びその連絡先を標示するものとする。

## 5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

## (2) 防護施設等の設置

車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて保安灯、標識等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考（1）を参照）

## (3) まわり道の標示

道路工事等のため、まわり道を設ける場合は、当該まわり道を必要とする期間中、まわり道の入口にまわり道の地図等を標示する標示板を設置し、まわり道の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐は除く）において、道路標識「まわり道」（120-A, 120-B）を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式 2 を参考とするものとする。

#### (4) 工事情報板及び工事説明看板の設置

##### 1) 工事情報看板の設置(工事開始の約1週間前)

予定されている道路管理者の行う道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。

なお、表示板の設置にあたっては、別表様式-6及び図1を参考とするものとする。

##### 2) 工事説明看板の設置(工事開始から工事終了まで)

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式-7及び図1を参考とするものとする。

##### 3) 占用工事に係る取扱いについて

上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供にあたっては、上記1)、2)の取扱いに準じること。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式-8、9を参考とするものとする。

また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

## 2 保安施設

保安施設は、道路工事現場における道路交通の安全を確保するための施設で、交通の規制、誘導等を標示するものである。

### (1) 保安施設の標示

保安施設は、別表の「保安施設等の設置目的」及び「道路工事現場における工種別設置例」に基づき設置するものとし、道路交通の安全と工事現場の安全を確保するために効果的に標示する。

また、カーブ区間等の特に見通しの悪い箇所については、現地状況に応じてさらに保安施設の強化に努めることとする。

### (2) 夜間作業の標示

夜間作業における保安施設については、遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

### (3) 交通整理員の安全対策

交通整理員は、可能な限り歩道等の安全な場所で作業するものとするが、車道等で作業する場合は、危険防止対策として交通整理員の前方に「方向指示板」を設置するものとし、その設置延長は可能な限り長く取るように努めるものとする。

また、交通整理員の防護のために、必要に応じてクッションドラムや標識車を設置するものとする。

### (4) 工事用信号機

片側交互通行において工事用信号機を設置する場合は、「この先信号機あり」の標識のほか、別表様式-7を参考として「信号機の待ち時間」を標示するものとする。

## 3 付加色彩

道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、原則として黄色と黒色の斜縞模様(各縞の幅10cm)を用いるものとする。

## 4 管理

道路工事現場における標示施設及び防護施設は、風による転倒を考慮し補強を行うなど堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の管理を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

## 5 適用

この設置基準は、年度内は移行期間とし、平成19年4月1日以降発注する全ての工事に適用する。

[ ] 様式及設置例

1 標示施設

(1) 工事標示板の様式(様式-1)



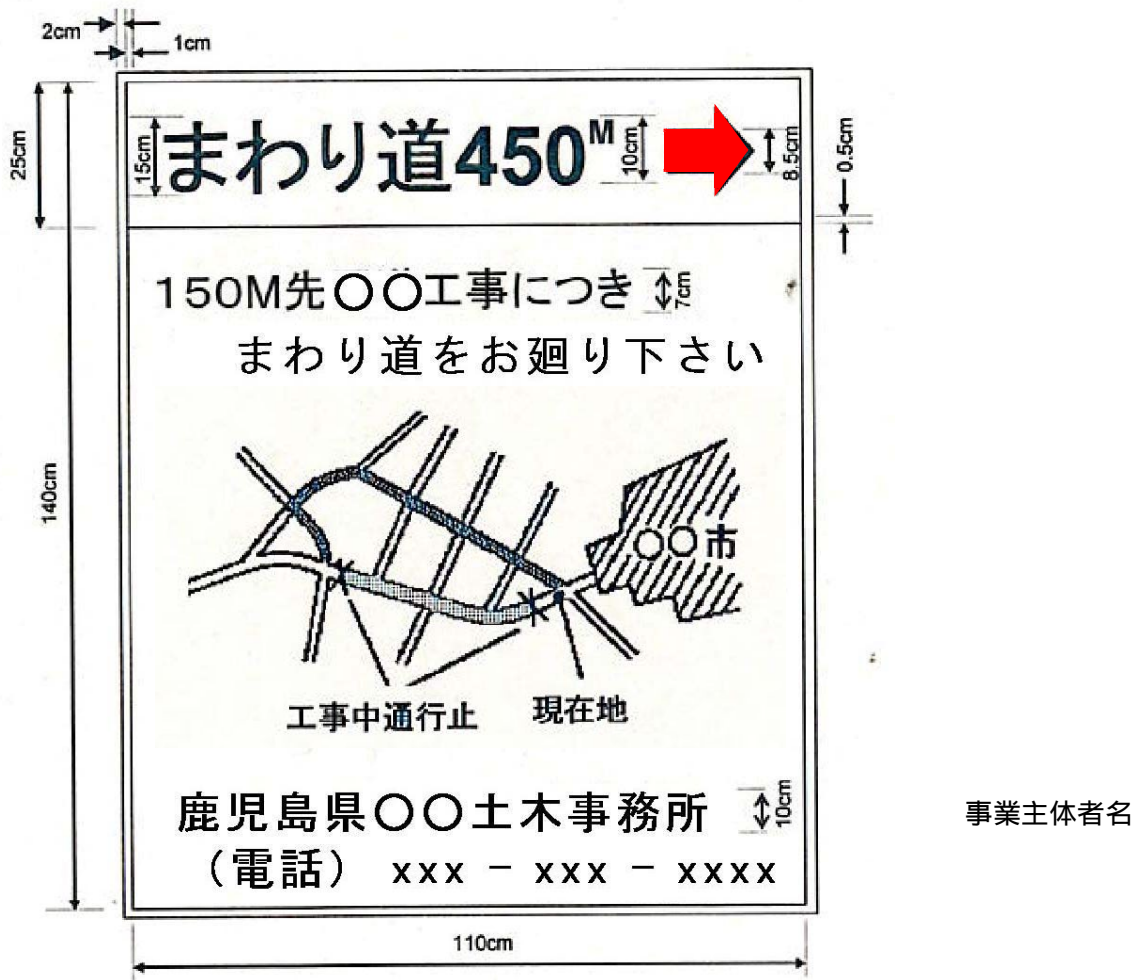
(注) 1 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「道路改築工事 工区」等の工事名については青地に白抜き文字とし、「 をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

2 線の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

( 占用工事の例 )



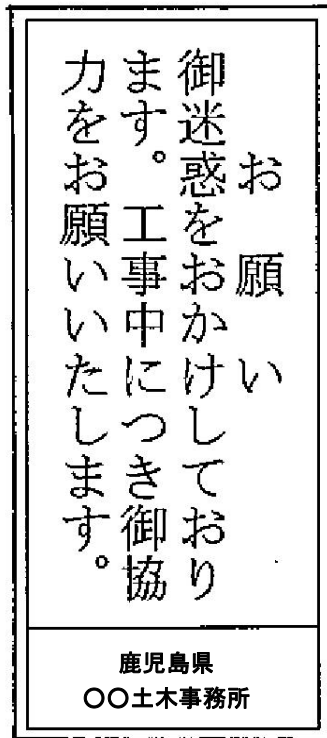
(2) 迂回標示板の様式 (様式 - 2)



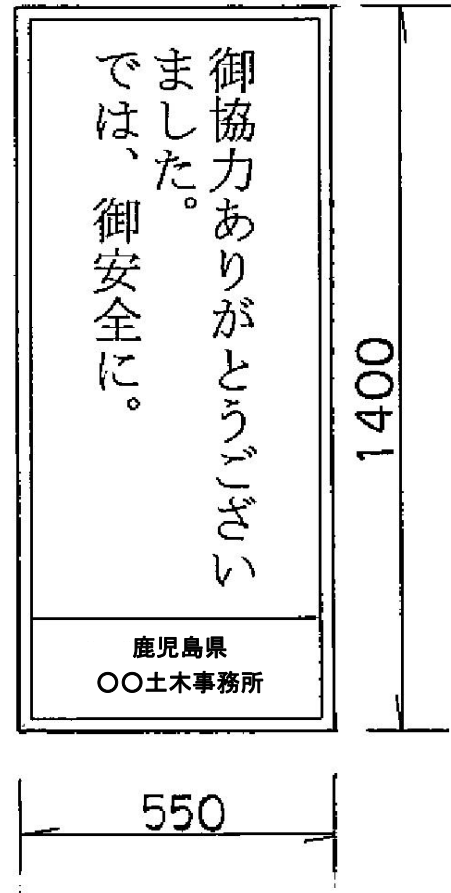
- (注) 1 迂回の方法、距離、矢印については、現地に合せて書くこと。  
 2 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。  
 3 線の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。  
 4 〇〇は、「道路」、「電話」、「ガス」、「水道」等工事の種類を標示する。  
 5 占用工事の場合の事業主体名欄は様式 - 1 (占用工事の例) による。(発注者を記載する。)

(3) その他 (様式 - 3, 4, 5)

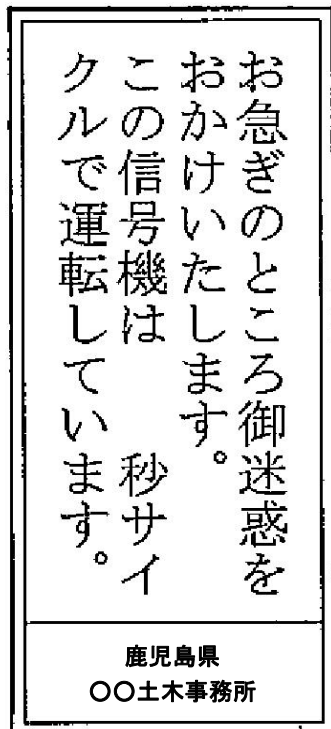
様式 - 3 協力依頼板  
(参考例)



様式 - 4 協力感謝板  
(参考例)

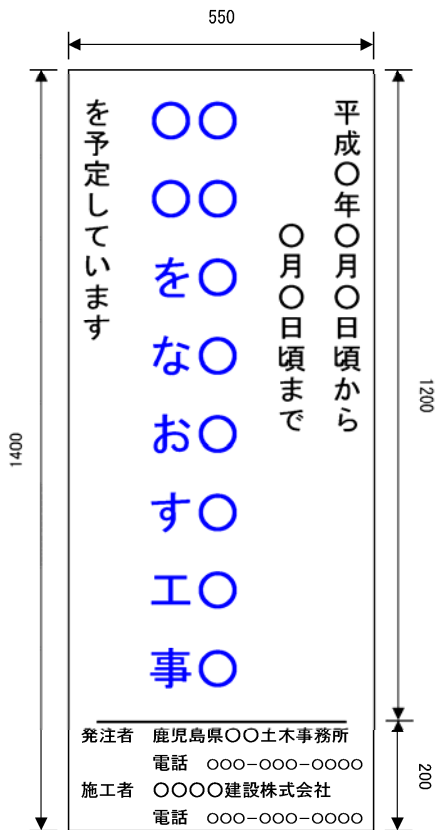


様式 - 5 信号機の待ち時間  
(参考例)



(4) 工事情報板及び工事説明看板の設置

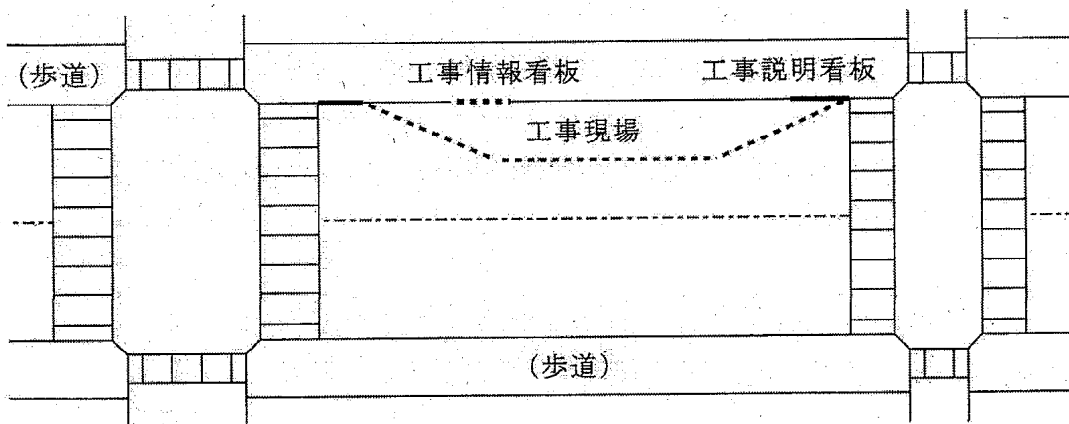
様式 - 6 工事情報看板



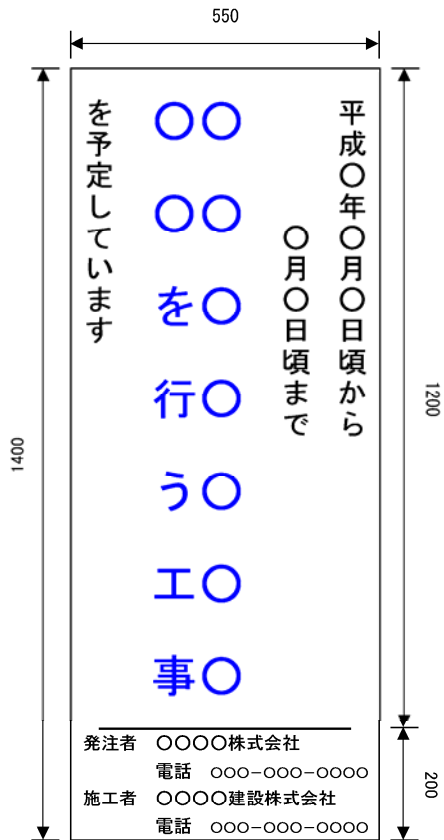
様式 - 7 工事説明看板



図1 標示版の設置場所



様式 - 8 工事情報看板  
( 占用工事 )



様式 - 9 工事説明看板  
( 占用工事 )

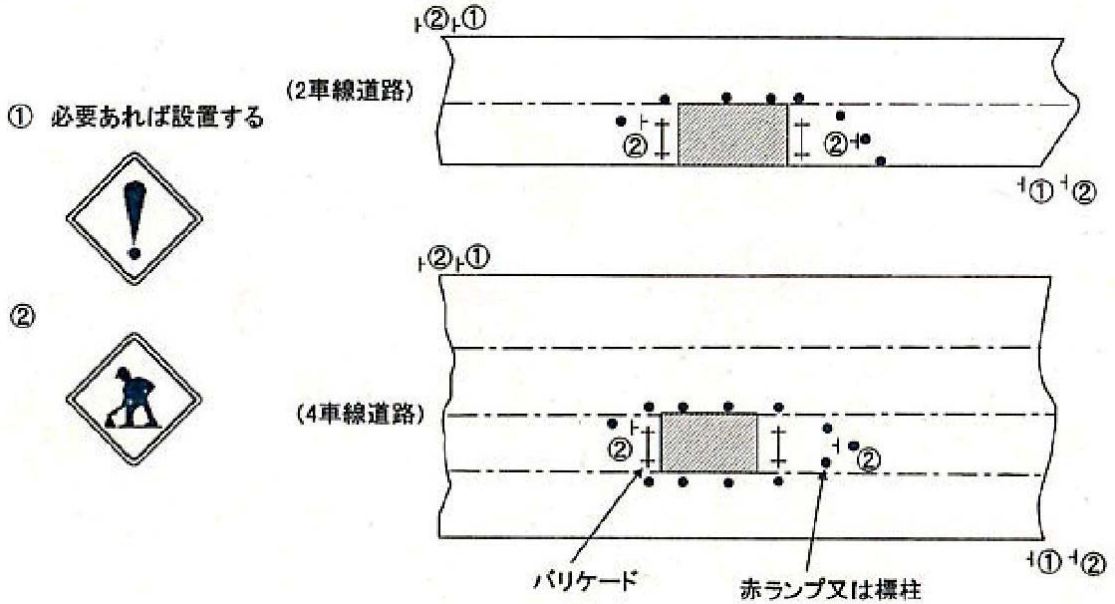


- (注) 1 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「  
をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び  
線は黒色、地を白色とする。

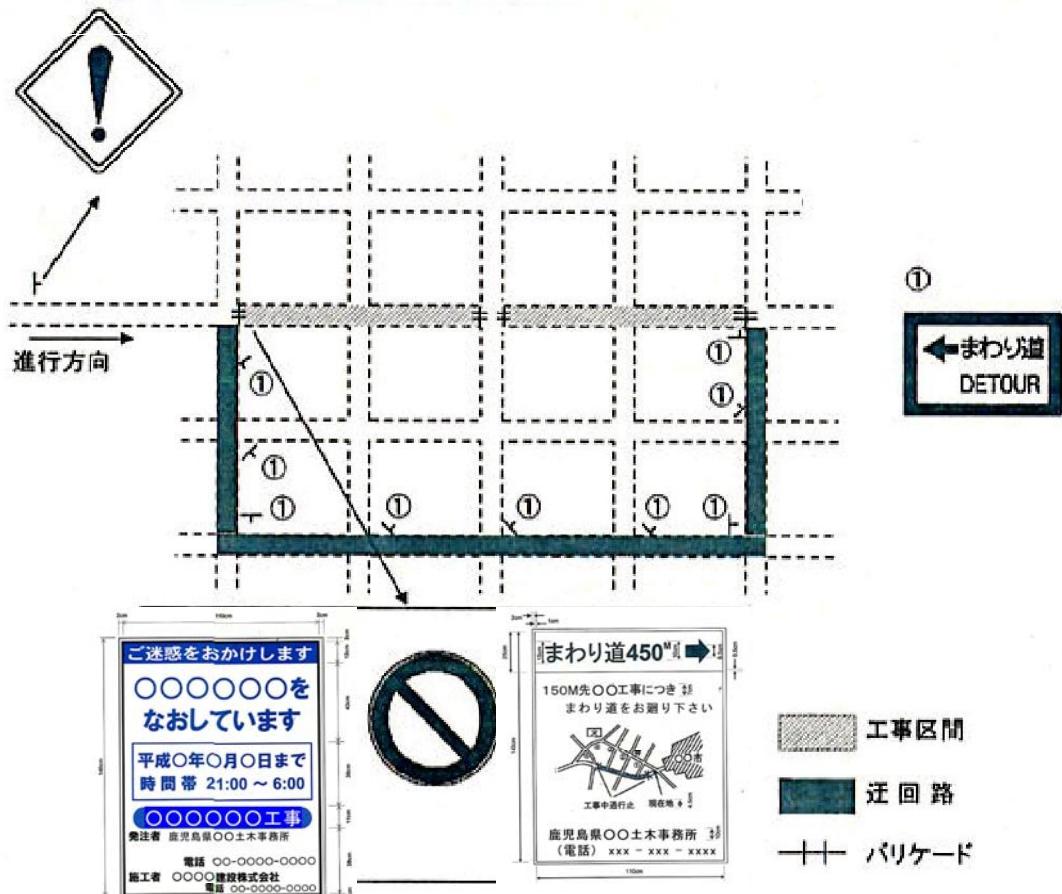


(5) 標示施設の設置例

参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例



参考(2) 工事中まわり道の標示例 (市街部の場合)  
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(3) 工事中まわり道の標示例(地方部の場合)  
 (進行方向に対する標識の設置例を示す)

